

令和6年 第1回 新富町農業委員会会議録

(令和6年1月29日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第1回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年1月29日（月）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 1月29日 午後 1時55分 議長 閉会 令和6年 1月29日 午後 2時37分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	×
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	×	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		14 番 新惠 浩二 委員	15 番 長友 嘉美 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	和田 憲幸	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の一部取消について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
- (6) 令和6年度農作業料金【参考】について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の一部取消について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第6号 令和6年度農作業料金【参考】について

議長 ただ今から、令和 6 年第 1 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 7 名、農地利用最適化推進委員 7 名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 12 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、14 番 新恵浩二委員、15 番 長友嘉美委員を指名いたします。

議長 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第 3 議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の一部取消について」を議題といたします。

議長 それでは、議案第 1 号について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 1 号について説明いたします。「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の一部取消について」提案いたします。

令和 5 年 12 月 26 日開催の第 13 回定例総会にて議決した議案第 68 号による所有権移転、受付番号 1 番の取消を求めます。

提案理由としましては、令和 5 年第 13 回定例総会「議案第 68 号基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」申請番号 1 番を承認しましたが、譲渡人の名義

が■■■■・■■■■の共有名義になっており■■■■は平成3年7月28日に死亡していたのが確認されたため、登記関係書類の提出が不可能となりました。

よって令和5年第13回定例総会議案第68号申請番号1番について承認された議案は今回取消を求めるものであります。以上です。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はありませんか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第1号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第1号については承認されました。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1についてご説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、ほか全5筆の畑で計15,638㎡です。所有権移転で経営規模拡大の対価額■■■■円で10aあたり■■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、きちんと管理されており、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

仲原 事務局からの説明で問題ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 についてご説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■
■■■■■■■■■■、畑の 3,469 m²です。なお、親子間の無償贈与になり
ます。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

新恵 ないです。

議長 次に、その３について事務局に説明を求めます。

[illegible]

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

新恵　　ないです。

議長 次に、その４について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 4 についてご説明申し上げます。

譲受人は、■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■■■ほか全 2 筆、畑の計 1,208 m²です。なお、知人間の
無償贈与になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

猪俣　ありません。

議長　ただ今、議案第 2 号について説明が終わりましたが、ご質問等はあ

りませんか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、ご質問もないようですので採決いたします。
議案第 2 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 2 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 1 ページになります。

譲受人は■■■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■で、国道 10 号線の■■■■■■■から東へ 20mほど進んだところになります。田が 1 筆の 322 m²で、所有権移転の土地代■■■■■円です。申請内容は駐車場で、施設面積は 322 m²、現地調査資料 2 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、都市計画区域の用途区域内の農地ですので、第3種農地と判断しており原則転用許可となります。

なお、本案件は追認案件になります。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

6番 藤井 貞敏 委員

藤井 6 番藤井が現地調査をさせていただきましたので報告いたします。

転用理由が載っているとおりで、現状、駐車場としてお使いになっていましたが、申請をされたところ農地だということで、この申請をされたということで聞いております。現状、駐車場になっておりまして排水

議長 地元委員からはなにかありますか。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

[illegible]

3 番 山口 弘安 委員

議長 地元委員からはなにかありますか。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 についてご説明申し上げます。

現地調査資料の 5 ページになります。譲受人は■■■■■■■■■■
■■■■■ ■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■■■■■■で国道 10 号線沿いの■■■■■■■■■■から南に 20
m ほど進んだ土地になります。登記地目が田の 117 m²です。所有権移
転の土地代の総額は■■■■■円で、この内申請地土地代■■■■■円です。

申請内容は障害福祉サービス事業施設で、事業に係る用地面積は転用地に隣接する雑種地を含め 1,641 m²、建築面積は 236 m²になります。現地調査資料 6 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、都市計画区域の用途区域内の農地ですので、第 3 種農地と判断しており原則転用許可の場所となります。説明は以上です。

議長 それでは、地元委員を兼ねて現地調査の報告をお願いします。

13 番 倉永 英生 委員

倉永 13 番倉永が説明申し上げます。現地調査を行ったところ、現場は 10 号線に隣接しておりまして、駐車場として利用されているところの隣というところであります。第 3 種農地ということで問題ないと考えています。以上です。

議長 ただ今、議案第 3 号について説明が終わりましたが質問等はありませんか。

議長 質問等はありませんか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 3 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 3 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 4 号 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

12 番 仲原 亨 委員

仲原 12 番仲原 亨が説明いたします。

[illegible]

議長 次に、その 2 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

16番 出口 幸一郎 委員

出口 16 番出口がその 2 について説明します。

譲受人は、■■■■さん、譲受人は■■■■さん。申請地は、■■■
■■■■■、田で 1,081 m²です。公告年月日は令和 6 年 2 月 15 日、対
価額が 10a あたり■■■■円の■■■■円、こちらは、井崎委員との
共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その３の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

16番 出口 幸一郎 委員

出口 続きますて、申請番号3番について16番出口が説明します。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん。申請地は■■■■■
■■■、田で 490 m²です。引渡時期は令和 6 年 2 月 15 日、対価額は■
■■■円で 10a あたり ■■■■円となっています。こちらも井崎委員
との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 4 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

12番 仲原 亨 委員

仲原 その4について12番仲原亨が説明いたします。

譲受人は、■■■■■さん、■■■■■■■■■■です。譲渡人は■■■■■■■■■■の■■■■■さん。申請場所は■■■■■■■■■■、畑1筆の469㎡です。10aあたり■■■■■円です。目的は経営規模拡大です。この案件は、平下会長との共同あっせんです。

議長　　続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局 それでは、その 5 についてご説明申し上げます。

借受人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■さん、貸付人は■■■■
■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ほか全 6 筆、畑の 9,831
㎡で、公告期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日、賃貸借
権設定の 10a あたり■■■■■■円で個別案件となっております。

事務局 次に、その 6 についてご説明申し上げます。

借受人は■■■■さん、貸付人は■■■■さん、申請地は■■■■
■■■■■■■■ほか全 2 筆、畑の 2,772 m²、公告期間は令和 6 年 2 月
1 日から令和 11 年 1 月 31 日、使用貸借で個別案件となっております。

事務局 その 7 からその 16 につきましては、再設定になりますので説明を省略いたします。

議長　ただ今、議案第４号について説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか。

井崎 1番の■■■■■■■■■■はここで何を作るんですか。

事務局 主に牧草です。

井崎 この前 11 月総会ででたところですか。

事務局　そうです。

井崎 一部は購入して、一部は貸付になっているんですね。

議長 質問等はないですか。

平下　この案件については、10年近く前からあっせんに出ていて今まで解決に至らなかった案件で今回ようやく買い手が見つかりまして、現状も相場より若干高いかなと思っているんですけど、純粋な平坦な土地がありません。若干斜めになっている土地ですので、買い手がそれでも良いということですので決まりました。

議長 ほかに質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第４号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第４号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長 議案に入る前にここでお諮りいたします。その 51 については関係する委員がおられますので、その 51 について審議及び採決を行い、その後、その 51 以外の審議及び採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、その 51 について関係する委員に退席して頂きます。

(中山 真一 委員 退席)

事務局 それでは、その 51 についてご説明いたします。

その 51 については、農地中間管理事業の平伊倉案件です。なお、借り手予定者につきましては、46 ページの様式第 7 号の 51 番になりますが、■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■さんで、貸付期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日の 10 年間で、賃料は 10a あたり ■■■円 で総額 ■■■円になります。以上説明といたします。

議長　ただ今、その 51 について説明が終わりましたがご質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 5 号その 51 について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 5 号その 51 については承認されました。

議長 それでは関係委員には席に戻っていただきます。

(中山 真一 委員 着席)

議長 それでは残りの分について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号のその 51 以外についてご説明いたします。その 51 を除くその 1 からその 58 までについては、農地中管理事業の新田西案件ほか地域案件及び個別案件になります。なお、借り手予定者につきましては、45 ページから 46 ページの様式第 7 号の農地利用集積促進計画（案）をご確認ください。以上説明といたします。

議長 ただ今、議案第 5 号のその 1 からその 50、その 52 からその 58 について説明が終わりましたがご質問等はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。

議案第 5 号その 1 からその 50、その 52 からその 58 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 5 号その 1 からその 50、その 52 からその 58 については承認されました。

議長 次に、議案第 6 号「令和 6 年度農作業料金について」を議題といたします。

議長 議案の内容について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは事務局からご説明申し上げます。

令和 6 年度の農作業料金につきましては、先日、西都児湯管内農業委員会事務局長会議におきまして審議を行いました。審議には、公益社団法人尾鈴農業公社の作業料金を参考に行いました。結果、宮崎県の最低賃金が上がったことを受けまして、一般作業料金のみ改定することで決定いたしました。それを基に、新富町農作業料金を決定したいと思

います。説明は以上になります。

議長 ただ今、議案第 6 号について説明が終わりましたがご質問等はありませんか。

長友嘉 稲わら梱包料についてですが、これは町の方が主体で出しているという事ですか。これは、認識では肉用部会、牛組合のほう言えば勝手にやっていると同意を得ないまま実行している。町のほうが押しているというんですか。こういう考え方でいいんですかね。こういう金額でいくというのは。

事務局 町が押しているというかこの項目についても西都児湯の会議の中で決定した。5,500 円ということで決定した。それをそのまま持ってきているんで。

会長 これはあくまでもこの金額じゃないといけないという話じゃなくて。

長友嘉 それはわかります。牛組合がこれを取りますよと。言ってきて話合いを持ってることで。

猪俣 今、長友委員が言っているのは飼料稲関係の話。反あたり 5,000 円取りますよというのは畜産の方からの話です。これは稲わらのところと個別で頼んだやつで畜産関係が入っているやつです。これは別の単価表で早期水稻関係であって、今、長友委員が言っているのは飼料稲で畜産農家が 5,000 円取りますよというのが 3、4 年前からあって、これは畜産農家が単独で取りますよというのです。出てきている金額は一般的な畜産農家でも機械を持っていない人達が頼まれた時はこれだけの金額ですよ。飼料稲とは別件ですから。

井崎 ハウスに入れたりする時にお願いします。

長友嘉 僕はそれを聞かれたもので。分かりました。僕の間違いでした。

井崎 この稲わら梱包のところに、WCS は別と書いていた方が良いのでは。

長友嘉 そこを書いた方がいいと思います。間違わないですね。

猪俣 飼料稲の 5 千円ではないと分かるようにしておかないと 5 百円上がったという人があるかもしれない。

長友嘉 僕が言われたのは稲わら梱包、猪俣委員から言われたけど、そういう認識でなく、W C S の料金を町の方が押しているというふうに聞かれたからいやわからないと。でも、この 5 千円があったから一緒の金額だよねというのがあってちょっと聞いたところです。

会長 この表をホームページに掲載するときには、今の注意書きを入れて掲載します。

井崎 この機械のやつは何年ぐらい上がってないんですかね。

猪俣 結構見直しがあるんだけど。ここ 3・4 年前から金額は上がっています。

事務局 荒田耕起が令和 4 年度は 5,500 円だったのが令和 5 年度から 6,050 円、コンバイン刈り取りが令和 4 年度 15,730 円から令和 5 年度 17,300 円に上がっています。

井崎 わかりました。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 6 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 6 号については承認されました。したがって、町ホームページ等により公表することといたします。

議長 以上で、令和 6 年 1 月 29 日開会の第 1 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____